

琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)付則第6項の規定に基づき、同条例の規定について検討を行った結果、森林の有する公益的機能が高度に発揮される森林づくりのための施策を今後も継続するための財源が必要であることから、同条例は現行制度のまま継続するとともに、当該施策の内容を定めている琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である4年後を目途に再度検討を行うこととするため、同条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) この条例の施行後4年を目途として、琵琶湖森林づくり県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする(付則関係)
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

琵琶湖森林づくり県民税条例 新旧対照表

旧	新
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下、公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策を推進し、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税として、県民税の均等割の税率について滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号。以下「県税条例」という。）の特例を設け、これに必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第22条の規定にかかわらず、同条に定める額に800円を加算した額とする。</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 県税条例第29条第1項に規定する法人の県民税の均等割の税率は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める額を加算した額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>(検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成22年滋賀県条例第45号）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 省略</p> <p>(個人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(法人の県民税の均等割の税率の特例)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>付 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>(検討)</p> <p>6 知事は、琵琶湖森林づくり県民税条例の一部を改正する条例（平成28年滋賀県条例第 号）の施行後4年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

琵琶湖森林づくり県民税条例について

琵琶湖森林づくり県民税条例（以下、「県民税条例」という。）付則第6項の規定に基づき条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、当条例の規定について検討を行いました。

なお、検討にあたっては、学識経験者等の6名の委員で構成される琵琶湖森林づくり県民税条例検討会を設置し、意見交換を行い参考としました。

1 課税方式について

以下の理由から、県民税均等割超過課税方式を継続します。

- ① 琵琶湖森林づくり事業については、今後も継続することが必要とされており、その財源を確保するため、琵琶湖森林づくり県民税（以下、「県民税」という。）は必要であるものと考えます。
- ② 現行制度に代えて、目的税として新たな方式で賦課徴収する場合、依然としてコスト面でのデメリットがあります。
- ③ 使途については、現行の基金積立方式により明確化を図っています。

2 税率について

次の理由から、現行の税率（個人県民税分 800 円 法人県民税分 11%相当額）を継続します。

- ・ 現行の琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である平成 32 年度までの琵琶湖森林づくり事業の規模、滋賀県琵琶湖森林づくり基金の残高および今後の県民税収入見込額を勘案すると、現行の税率を維持することが適当と考えます。

3 県民税条例の次回の検討時期について

次の理由から、平成 32 年度を目途として、県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要に応じて、その規定について検討を行うこととします。

- ・ 現行の琵琶湖森林づくり基本計画の終期に合わせて、一定の検討期間の確保を前提に、滋賀県森林審議会における平成 33 年度以降の事業計画の方向性に係る議論と並行して、県民税条例についても検討する必要があるものと考えます。

以上のことから、県民税については現行制度のまま継続することとし、今後も必要に応じて再度検討を行うことが適当と考えられることから、琵琶湖森林づくり基本計画の最終年度である4年後を目途に県民税条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、再検討を行う規定を付則中に設けるための付則の改正を行うこととします。

琵琶湖森林づくり県民税の概要

項 目	内 容																		
目 的	<p>滋賀の森林は、琵琶湖の豊かな水を育み、県土を保全して県民の生命や財産を守るなど、極めて重要な公益的機能を有しており、琵琶湖や県民の暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。</p> <p>このため、琵琶湖森林づくり条例を踏まえ、琵琶湖と森林の関係を重視しながら、公益的機能の高度発揮に重点を置いた環境重視の森林づくりと、広く県民が森林に対する理解と関心を深め、県民協働による森林づくりを推進するという、新たな視点に立った施策を推進するための必要な費用に充てるため、平成18年4月に導入しました。</p>																		
課 税 方 式	県民税均等割の標準税率に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式																		
納税義務者	<p>個人：1月1日現在で県内に住所等のある個人</p> <p>法人：県内に事務所等のある法人等</p>																		
加 算 額 (年 額)	<p>個人：800円（標準税率 1,000円）</p> <p>法人：法人県民税均等割額の標準税率の11%相当額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>資本金等の額による区分</th> <th>標準税率</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下記以外の法人(均等割非課税法人除く)</td> <td>20,000円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>59,400円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額による区分	標準税率	加算額	下記以外の法人(均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円	1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円	1億円超10億円以下	130,000円	14,300円	10億円超50億円以下	540,000円	59,400円	50億円超	800,000円	88,000円
資本金等の額による区分	標準税率	加算額																	
下記以外の法人(均等割非課税法人除く)	20,000円	2,200円																	
1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円																	
1億円超10億円以下	130,000円	14,300円																	
10億円超50億円以下	540,000円	59,400円																	
50億円超	800,000円	88,000円																	
使 途	<p>税の使途を明確にする仕組みとして滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設け、次の事業の財源に充当しています。</p> <p style="text-align: center;">琵琶湖森林づくり県民税の流れ【イメージ図】</p> <pre> graph LR A["県民税均等割超過額 (琵琶湖森林づくり県民税)"] --> B["基金繰入"] C["県民税均等割 (法人均等割) (個人均等割)"] --> B B --> D["滋賀県琵琶湖森林づくり基金"] D --> E["基金取崩"] E --> F["琵琶湖森林づくり事業"] </pre> <p>○ 環境を重視した森林づくり（琵琶湖と森林との関係を重視し、琵琶湖の水源かん養など森林の公益的機能の高度発揮を目指す施策）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 陽光差し込む健康な森林づくり事業 ② 長寿の森奨励事業（水源かん養機能の高い長伐期林への誘導） ③ 森林を育む間伐材利用促進事業 ④ 里山リニューアル事業 <p>○ 県民協働による森林づくり（県民が森林について理解と関心を深め、主体的に参画し協働で森林づくりを推進するという新たな仕組みで森林づくりを支えていく施策）</p> <ol style="list-style-type: none"> ⑤ 協働の森づくりの啓発事業 ⑥ みんなの森づくり活動支援事業 ⑦ 未来へつなぐ木の良さ体感事業 ⑧ 森林環境学習事業 																		

	<p>事業の進捗状況については、滋賀県森林審議会において、琵琶湖森林づくり基本計画の進捗管理の中で、毎年度点検を行い、事業効果や使途の妥当性、施策の方向性を評価されています。</p> <p>さらに、森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況について、毎年度、県広報誌やホームページなどを通じて県民に広く公表しています。</p>
税 収	約6億9,800万円(平成27年度決算額)(下表参照)
必 要 性	<p>平成27年8月の「琵琶湖森林づくり基本計画の見直しについて」の諮問に対する滋賀県森林審議会の答申において、県民税を活用した事業については、当審議会で毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。」旨の意見が出されています。</p> <p>また、市町からも琵琶湖森林づくり事業について継続を求める意見が多数あります。</p> <p>これらのことから、琵琶湖森林づくり事業の財源を確保するため、県民税については今後も継続する必要があります。</p>

<表 滋賀県琵琶湖森林づくり基金の推移>

	平成22年度 決算額	平成23年度 決算額	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 決算額	平成27年度 決算額	累計 (平成18年度～)
琵琶湖森林づくり県民税	676,689	683,022	687,979	694,383	696,402	698,196	6,841,675
個人県民税均等割分	520,124	524,214	529,999	534,963	535,987	537,695	5,207,407
法人県民税均等割分	156,565	158,808	157,980	159,420	160,415	160,501	1,434,268
基金積立額(A)	638,363	650,407	661,354	650,824	663,919	655,910	6,314,218
琵琶湖森林づくり県民税	636,700	648,900	657,500	649,200	661,700	654,800	6,291,400
寄附金	50	0	0	300	357	300	4,906
財産収入	1,613	1,507	1,435	966	826	810	12,768
贈収入	0	0	2,419	358	1,036	0	5,144
琵琶湖森林づくり事業費	740,431	733,650	843,085	834,432	887,280	910,314	7,192,223
国費充当	146,392	134,974	118,175	165,136	177,202	186,784	1,107,608
基金充当(B)	594,039	598,676	724,910	669,296	710,078	723,530	6,084,615
基金残額(A)-(B)	44,324	51,731	▲ 63,556	▲ 18,472	▲ 46,159	▲ 67,620	229,603
(累計)(5月末残高)	373,679	425,410	361,854	343,382	297,223	229,603	
基金利用率(B)/(A)	93.1	92	109.6	102.8	107	110.3	98.4
琵琶湖森林づくり県民 税利用率	93.3	92.3	110.3	103.1	107.3	110.5	96.7

※ 基金積立額における琵琶湖森林づくり県民税分は、税収入確定前に見込み金額により積み立てることとなるため同額にはならない。